

教育職員免許法並びに教育職員免許法施行法施行細則の一部改正  
について

このことについて、教育職員免許法並びに教育職員免許法施行法施行細則を一部改正したいので、別紙案を添えて請議します。

平成29年3月27日提出

教育長 平 松 直 巳

説 明

この案を提出するのは、教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成28年文部科学省令第20号）等に伴い、関係規定の所要の改正を行う必要があるからである。

## 教育職員免許法並びに教育職員免許法施行法施行細則 の一部を改正する規則の概要

### 1 改正の概要・理由

「教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成28年法律第20号）」（以下「改正省令」という。）が平成28年3月31日に公布され、平成28年4月1日から施行されることとなった。これに伴い、現行規則中、関係部分を改正するものである。

改正法のうち該当箇所については、教職員免許法別表第8（勤務年数3年を活用して、隣接校種の免許状を取得する方法）により免許状を取得する際に必要となる修得単位数について、取得する免許状に関する勤務年数を追加することによって免許状の取得に必要な単位数を軽減するものである。

なお、単位数を軽減する際に評価できることとなる、取得する免許状に関する勤務年数は、施行省令の施行日以降のものに限られる。

### 2 改正の内容

改正法により教職員免許法別表第8により免許状を授与される際に必要となる最低修得単位数について、授与を受ける免許状に関する教職経験に応じ、単位数を修得したものとみなす必要がある。

### 3 施行期日

平成29年4月1日

教育職員免許法並びに教育職員免許法施行法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月 日

愛知県教育委員会教育長 平松直巳

愛知県教育委員会規則第 号

教育職員免許法並びに教育職員免許法施行法施行細則の一部を改正する規則

教育職員免許法並びに教育職員免許法施行法施行細則（昭和三十年愛知県教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第十条の二の次に次の一条を加える。

第十条の三 免許法施行規則第十八条の五に規定する単位の修得方法は、次のイからへまでに掲げる場合の区分ごとに、イからへまでの表の第一欄に掲げる在職年数に応じ、それぞれ第二欄に掲げる科目の単位を含めて第三欄に掲げる単位を修得するものとする。

イ 小学校教諭の普通免許状を有する者が、幼稚園教諭の二種免許状を取得する場合

第一欄	第二欄	第三欄
在職年数	教職に関する科目（教育課程及び指導法に関する科目のうち保育内容の指導法に限る。）	最低修得単位数
一	三	三

ロ 幼稚園教諭の普通免許状を有する者が、小学校教諭の二種免許状を取得する場合

第一欄	第二欄			第三欄
在職年数	教職に関する科目			最低修得単位数
	教育課程及び指導法に関する科目		生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	
	各教科の指導法	道徳の指導法		
一	七	一	二	一〇
二	五	一	一	七

備考 各教科の指導法の単位の修得方法は、在職年数が一年の場合にあつては国語（書写を含む）、社会、算数、理科、音楽、図画工作、家庭及び体育（以下この表において「国語等」という。）のうち四以上の教科の指導法についてそれぞれ一単位又は二単位を、二年の場合にあつては国語等のうち三以上の教科の指導法についてそれぞれ一単位又は二単位を修得するものとする。

ハ 中学校教諭の普通免許状を有する者が、小学校教諭の二種免許状を取得する場合

第一欄	第二欄		第三欄
在職年数	教職に関する科目		最低修得単位数
	教育課程及び指導法に関する科目のうち各教科の指導法	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	
一	七	二	九
二	五	一	六

備考 各教科の指導法の単位の修得方法は、在職年数が一年の場合にあつては国語（書写を含む）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育（以下この表において「国語等」という。）のうち四以上の教科（小学校教諭の二種免許状の授与を受けようとする者が有する中学校教諭の普通免許状に係る免許教科に相当する教科を除く。以下この表において同じ。）

の指導法についてそれぞれ一単位又は二単位を、二年の場合にあつては国語等のうち三以上の  
 教科の指導法についてそれぞれ一単位又は二単位を修得するものとする。

二 小学校教諭の普通免許状を有する者が、中学校教諭の二種免許状を取得する場合

第一欄	第二欄			第三欄
在職年数	教科に関する科目	教職に関する科目		最低修得単位数
		教育課程及び指導法に関する科目のうち各教科の指導法	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	
一	七	二	二	二
二	五	一	二	八
三	五	一	一	七

備考 各教科の指導法の単位の修得方法は、受けようとする免許教科ごとに修得するものとする。

ホ 高等学校教諭の普通免許状を有する者が、中学校教諭の二種免許状を取得する場合

第一欄	第二欄				第三欄
在職年数	教職に関する科目			教科又は教職に関する科目	最低修得単位数
	教育課程及び指導法に関する科目		生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目		
	各教科の指導法	道徳の指導法			
一	一	一	一	三	六
二	一	一	一	二	五

備考

一 各教科の指導法の単位の修得方法は、受けようとする免許教科ごとに修得するものとする。  
 二 教科又は教職に関する科目の単位の修得方法は、国語の教科についての免許状の授与を受ける場合にあっては書道（書写を中心とする）について一単位以上を、地理歴史の教科についての免許状を有する者が、社会の教科についての免許状の授与を受ける場合にあっては一年のときは「法律学、政治学」、「社会学、経済学」及び「哲学、倫理学、宗教学」（以下「法律学等」という。）についてそれぞれ一単位を、在職年数が二年のときは法律学等のうち二科目についてそれぞれ一単位を、公民の教科についての免許状を有する者が社会の教科について免許状の授与を受ける場合にあっては一年のときは日本史及び外国史並びに地理学（地誌を含む。）（以下「日本史及び外国史等」という。）についてそれぞれ一単位以上を、在職年数が二年のときは日本史及び外国史等についてそれぞれ一単位を、理科の教科についての免許状の授与を受ける場合にあっては一年のときは物理学実験（コンピュータ活用を含む。）、化学実験（コンピュータ活用を含む。）、生物学実験（コンピュータ活用を含む。）及び地学実験（コンピュータ活用を含む。）（以下「物理学実験等」という。）のうち三科目についてそれぞれ一単位を、在職年数が二年のときは物理学実験等のうち二科目についてそれぞれ一単位を、美術の教科についての免許状の授与を受ける場合にあっては工芸について一単位以上を、技術の教科についての免許状の授与を受ける場合にあっては一年のときは木材加工（製図及び実習を含む。）、金属加工（製図及び実習を含む。）及び栽培（実習を含む。）（以下「木材加工等」という。）についてそれぞれ一単位を、在職年数が二年のときは木材加工等のうち二科目についてそれぞれ一単位を修得するものとする。

ヘ 中学校教諭の普通免許状（二種免許状を除く。）を有する者が、高等学校教諭の一種免許状を取得する場合

第一欄	第二欄		第三欄
在職年数	教職に関する科目		最低修得単位数
	教育課程及び指導法に関する科目のうち各教科の指導法	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	
		教科又は教職に関する科目	

一	二	一	二	六	九
二	一	一	四	六	六
備考					
<p>一 各教科の指導法の単位の修得方法は、受けようとする免許教科ごとに修得するものとする。</p> <p>二 教科又は教職に関する科目の単位の修得方法は、地理歴史の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては免許法施行規則第五条の表第二欄に掲げる地理歴史の教科に関する科目のうち一以上の科目について一単位以上を、公民の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては同表第二欄に掲げる公民の教科に関する科目のうち一以上の科目について一単位以上を、情報の教科についての免許状の授与を受ける場合であつて在職年数が一年のときは同表第二欄に掲げる情報の教科に関する科目（情報社会及び情報倫理並びにコンピュータ及び情報処理（実習を含む。）を除く。）についてそれぞれ一単位以上を、在職年数が二年のときは当該科目についてそれぞれ一単位を、工業の教科についての免許状の授与を受けてそれぞれ二単位以上を、在職年数が二年のときは当該科目についてそれぞれ二単位を、家庭の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては住居学（製図を含む。）、保育学（実習及び家庭看護を含む。）並びに家庭電気・機械及び情報処理についてそれぞれ一単位以上を修得するものとする。</p>					

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

教育職員免許法並びに教育職員免許法施行法施行細則の一部改正新旧対照表

新

第十条の三 免許法施行規則第十八条の五に規定する単位の修得方法は、次のイからくまでに掲げる場合の区分ごとに、イからくまでの表の第一欄に掲げる在職年数に応じ、それぞれ第二欄に掲げる科目の単位を含めて第三欄に掲げる単位を修得するものとする。

イ 小学校教諭の普通免許状を有する者が、幼稚園教諭の二種免許状を取得する場合

第一欄	第二欄	第三欄
在職年数	教職に関する科目（教育課程及び指導法に関する科目のうち保育内容の指導法に限る。）	最低修得単位数
一	三	三

ロ 幼稚園教諭の普通免許状を有する者が、小学校教諭の二種免許状を取得する場合

第一欄	第二欄	第三欄
在職年数	教職に関する科目	最低修得単位数
	教育課程及び指導法に関する科目	
一	各教科の指導法	一〇
二	道徳の指導法	七
	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	一

備考 各教科の指導法の単位の修得方法は、在職年数が一年の場合にあつては国語（書写を含む）、社会、算数、理科、音楽、図画工作、家庭及び体育（以下この表において「国語等」という。）のうち四以上の教科の指導法についてそれぞれ一単位又は二単位を、二年の場合にあつては国語等のうち三以上の教科の指導法についてそれぞれ一単位又は二単位を修得するものとする。

ハ 中学校教諭の普通免許状を有する者が、小学校教諭の二種免許状を取得する場合

第一欄	第二欄	第三欄
	教職に関する科目	

旧

在職年数	教育課程及び指導法に関する科目のうち各教科の指導法	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	最低修得単位数
一	七	二	九
二	五	一	六

備考 各教科の指導法の単位の修得方法は、在職年数が一年の場合にあつては国語（書写を含む）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育（以下この表において「国語等」という。）のうち四以上の教科（小学校教諭の二種免許状の授与を受けようとする者が有する中学校教諭の普通免許状に係る免許教科に相当する教科を除く。以下この表において同じ。）の指導法についてそれぞれ一単位又は二単位を、二年の場合にあつては国語等のうち三以上の教科の指導法についてそれぞれ一単位又は二単位を修得するものとする。

二 小学校教諭の普通免許状を有する者が、中学校教諭の二種免許状を取得する場合

第一欄	第二欄			第三欄
在職年数	教科に関する科目	教職に関する科目		最低修得単位数
		教育課程及び指導法に関する科目のうち各教科の指導法	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	
一	七	二	二	一一
二	五	一	二	八
三	五	一	一	七

備考 各教科の指導法の単位の修得方法は、受けようとする免許教科ごとに修得するものとする。

ホ 高等学校教諭の普通免許状を有する者が、中学校教諭の二種免許状を取得する場合

第一欄	第二欄	第三欄
	教職に関する科目	

在職年数	一	二	三	四	五	六
教育課程及び指導法に関する科目	一	一	一	一	一	一
各教科の指導法	一	一	一	一	一	一
道徳の指導法	一	一	一	一	一	一
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	一	一	一	一	一	一
教科又は教職に関する科目	一	二	三	四	五	六
最低修得単位数	一	二	三	四	五	六

備考

- 一 各教科の指導法の単位の修得方法は、受けようとする免許教科ごとに修得するものとする。
- 二 教科又は教職に関する科目の単位の修得方法は、国語の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては書道（書写を中心とする。）について一単位以上を、地理歴史の教科についての免許状を有する者が社会の教科についての免許状の授与を受ける場合であつて在職年数が一年のときは「法律学、政治学」、「社会学、経済学」及び「哲学、倫理学、宗教学」（以下「法律学等」という。）についてそれぞれ一単位を、在職年数が二年のときは法律学等のうち二科目についてそれぞれ一単位を、公民の教科についての免許状を有する者が社会の教科についての免許状の授与を受ける場合であつて在職年数が一年のときは日本史及び外国史並びに地理学（地誌を含む。）（以下「日本史及び外国史等」という。）についてそれぞれ一単位以上を、在職年数が二年のときは日本史及び外国史等についてそれぞれ一単位を、理科の教科についての免許状の授与を受ける場合であつて在職年数が一年のときは物理学実験（コンピュータ活用を含む。）、化学実験（コンピュータ活用を含む。）、生物学実験（コンピュータ活用を含む。）及び地学実験（コンピュータ活用を含む。）（以下「物理学実験等」という。）のうち三科目についてそれぞれ一単位を、在職年数が二年のときは物理学実験等のうち二科目についてそれぞれ一単位を、美術の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては工芸について一単位以上を、技術の教科についての免許状の授与を受ける場合であつて在職年数が一年のときは木材加工（製図及び実習を含む。）、金属加工（製図及び実習を含む。）及び栽培（実習を含む。）（以下「木材加工等」という。）についてそれぞれ一単位を、在職年数が二年のときは木材加工等のうち二科目についてそれぞれ一単位を修得するものとする。

く 中学校教諭の普通免許状（二種免許状を除く。）を有する者が、高等学校教諭の一種免許状を取得する場合



第一欄	第二欄			第三欄
在職年数	教職に関する科目		教科又は教職に関する科目	最低修得単位数
	教育課程及び指導法に関する科目のうち各教科の指導法	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目		
一	一	二	六	九
二	一	一	四	六
<p><b>備考</b></p> <p>一 各教科の指導法の単位の修得方法は、受けようとする免許教科ごとに修得するものとする。</p> <p>二 教科又は教職に関する科目の単位の修得方法は、地理歴史の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては免許法施行規則第五条の表第二欄に掲げる地理歴史の教科に関する科目のうち一以上の科目について一単位以上を、公民の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては同表第二欄に掲げる公民の教科に関する科目のうち一以上の科目について一単位以上を、情報の教科についての免許状の授与を受ける場合であつて在職年数が一年のときは同表第二欄に掲げる情報の教科に関する科目（情報社会及び情報倫理並びにコンピュータ及び情報処理（実習を含む。）を除く。）についてそれぞれ一単位以上を、在職年数が二年のときは当該科目についてそれぞれ一単位を、工業の教科についての免許状の授与を受ける場合であつて在職年数が一年のときは同表第二欄に掲げる工業の教科に関する科目についてそれぞれ二単位以上を、在職年数が二年のときは当該科目についてそれぞれ二単位を、家庭の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては住居学（製図を含む。）、保育学（実習及び家庭看護を含む。）並びに家庭電気・機械及び情報処理についてそれぞれ一単位以上を修得するものとする。</p>				